

第26号



# 農業委員会だより

ひがしくしら

編集 東串良町農業委員会 Tel.63-3131(代) 63-3129(直通)



【写真】 地域計画の策定に向けて話し合いを行いました。

## 主な内容

会長挨拶、農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介・業務一覧	1～3頁
農地中間管理事業について	4頁
農業者年金について	5～6頁
違反転用について	7頁
農業委員会事務局より	8頁
農地相続について	9頁

## 会長挨拶

明けまして、おめでとうございます  
輝かしい新春を迎えられたことと  
お慶び申し上げます

平素から農業委員会の活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私が会長の重職を拝命してから、早いもので一年が経ちました。この一年は実に濃密であり、この歳で様々な経験をさせていだける事に感謝すると同時に、今後ますますの精進を決意するものであります。

さて、東串良町にとって、農業とはまさに町の生命線であり、将来の後継者に優良な農地を残すことは我々にとって重要な使命であります。人口減少・高齢化はますます深刻化する一方であり、それに伴う農地の担い手不足等が問題となっております。

農業委員会では対策として、農地の担い手へのあっせん・集積および荒廃の解消に取り組んでおります。特に農地の権利設定においては、今年4月より原則、「農地中間管理機構」を利用した制度に一本化される事になっておりますので、農業者の皆様におかれましては、若干の戸惑いもあるものと思われれますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、昨年より相続登記が義務化されましたので、未相続の農地がありましたら速やかに相続し、管理等についてお困りの事がありましたら気軽に農業委員会までご相談ください。

最後になりますが、皆様の健康とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和七年 元旦

会長 大村 教男

## 農業委員の紹介



稲村 照隆  
担当地区 岩弘



副会長 木佐貫 一孝  
担当地区 池之原



会長 大村 教男  
担当地区 新川西



内村 初子  
担当地区 川西



鶴丸 千尋  
担当地区 新川西



櫻木 孝二  
担当地区 新川西



吉ヶ崎 弘一  
担当地区 川東（北部）



松留 立美  
担当地区 川東（南部）



農地利用最適化推進委員の紹介



有留 幸路  
担当地区 岩弘



中村 春樹  
担当地区 池之原



福岡 みどり  
担当地区 川西(下之馬場～馬越)



村吉 博美  
担当地区 川西(下之馬場～馬越)



松元 友信  
担当地区 新川西



杉木 秀幸  
担当地区 川東(北部)



松留 和江  
担当地区 川東(南部)



谷口 憲三  
担当地区 川東(柏原)



農業委員会定例総会



毎月 25 日前後に開催され、農地の売買や貸借の許可について審議しています。

農地のパトロール



町内の担当区域を見回り、荒廃している農地を発見した場合には農地の持ち主に適切な管理を行うように指導します。

現地の確認調査



荒廃農地や転用対象地等を事務局職員と見て回り調査します。

## 新規就農者等に対し支援



豊富な経験を活かし新規就農者等に対し助言を行います。

## その他

- 紛争の調定・仲介
- 農地の集積・集約に向けての活動（意向確認等）
- 農業者年金の加入推進
- 全国農業新聞への普及推進等

## 地域計画の策定に向けて話し合いを行いました。

農地の今後のために定められる地域計画を策定するための話し合いが各地区で行われました。

今後は話し合いの結果を踏まえ「将来、どこの農地を誰が耕作を担うのか」「営農しやすい環境をどう整えるのか」を決めるための地域計画が策定されます。



## 全委員にタブレットを導入しました。



昨年より業務の効率化のため全ての委員にタブレットを導入しました。この事により、様々な活動において効率的に動く事が可能となりました。

## 農業委員会研修視察を実施

7月に宮崎県小林市と、湧水町で農業委員会の研修視察を行いました。

小林市では、地域計画のための話し合いの単位は、主に営農グループなどの担い手が参加する協議の場で行われており、話し合いの前には農業委員を含めた役員会を行い、綿密な擦り合わせを行ってから地域の話し合いを実施しているとのことでした。



湧水町では、遊休農地及び耕作放棄地の解消と農家の所得向上、新たな地域おこし等を目的にアーモンド栽培に取り組んでいるとのことでした。

今回の研修で学んだことで、東串良町でも有効に活用できそうな事柄は積極的に参考にさせていただき、町の農業振興の改善に取り組んでいきたいと思っております。

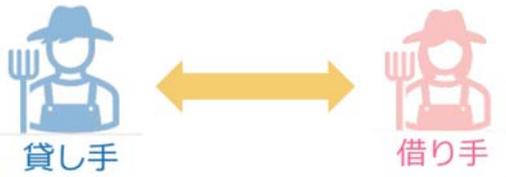


令和7年4月より

# 農地の貸し借り(売買)は原則として農地バンク経由となります。

〔 現 行 〕

市町村計画(※1)による  
相対の農地の貸借



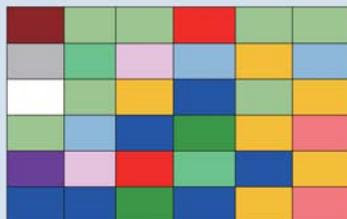
令和7年4月以降  
又は  
地域計画が策定された地域

目標地図(※2)の実現に向けた  
農地バンクによる農地の貸借



- ※1 市町村が作成する農用地利用集積計画  
(同計画による貸借は令和7年3月までは経過措置期間として活用可能)
- ※2 目標地図：市町村の作成する地域計画の中で、農地一筆ごとに、誰が耕作するのかを示した地図。随時更新が可能。

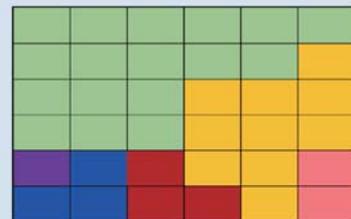
それぞれの農地が  
バラバラに混在...



農業者ごとにまとめて  
使いやすく！



農地バンク



これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から  
農地バンクを経由した農用地利用集積等促進計画に一本化

※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

## 一貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる。
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心。
- 農地バンクに貸し付けた農地について税制優遇が受けられる。

## 一借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる。
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払いや契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる。
- 貸し手の相続時の対応は農地バンクが行ってくれる。

**農業者年金へ加入しませんか？**

農業者年金は、農業者にとって多くのお得なポイントがあります。



**お得ポイント①**

**農業者の方なら広く加入できる**

農業者年金の加入資格は

- ① 国民年金の第1号被保険者（免除者は除く）
- ② 年間60日以上農業に従事していること
- ③ 65歳未満（60歳以上は国民年金任意加入者）

であり、農地の権利名義も不要となっています。

よって、経営主以外の配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事している方も加入できます。

**農業者年金受給額の試算**

※試算の [単位：円]

加入年齢	納付期間	保険料月額	保険料納付額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	20,000	9,600,000	798,100	691,300	17,159,200	18,665,100
30歳	30年	20,000	7,200,000	529,600	458,700	11,356,400	12,384,900
40歳	20年	20,000	4,800,000	313,600	271,600	6,742,000	7,333,200
50歳	10年	20,000	2,400,000	139,800	121,100	3,005,700	3,269,700

**お得ポイント②**

**保険料は自分で選べ、いつでも変更できる**

保険料は、2万円から6万7千円の間で千円単位でいつでも自由に變更できます。

また、35歳未満の方は1万円から加入できます。

**お得ポイント③**

**少子高齢化に強い**

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金で、少子高齢化に強いという特徴があります。

また、安定した運用方法をとっており、毎年加入者に対して積立・運用状況を通知する透明性の高い制度です（運用利回りは、現在の制度になつてからの21年間の平均で2.74%です）。

**お得ポイント④**

**終身年金で80歳まで保証**

年金を受け取ることが出来る期間が20年程度と決まっているiDeC（個人型確定拠出年金）と比べ、

農業者年金は一生涯年金を受け取ることが出来ます。

仮に80歳前になくなつた場合でも、死亡した翌月から80歳前までに受け取れるはずだった農業者老齢年金の現在価値相当額を、死亡一時金として遺族が受け取れます。

**お得ポイント⑤**

**税制面で大きな優遇措置がある**

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

さらに同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家分を含めて控除の対象となります。

また、農業者年金として受け取つた年金は税制上、公的年金等控除の対象となります。

**お得ポイント⑥**

**一定の条件を満たす方には、保険料国庫補助があります。**

農業者年金への加入要件に加え

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等を満たす者

保険料の国庫補助金は、将来経営継承をする等の一定の要件を満たせ

ば、将来、特例付加年金として受給  
することができます。

(注)

国庫補助を受けている間の保険料  
は月額2万円(国庫補助額を含む)

(注)

保険料の国庫補助を受けられる期  
間は最大20年間です。

※試算の前提

- ・右記の表は通常加入で、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の年金額を計算するための予定利率は1.00%で計算しています。
- ・年金額は65歳裁定時における年金額(年額)であり年金受給総額は65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の受給総額です。

制策支援の要因と国庫補助額

区分	必要な要件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	—	



お得ポイント⑦

若者と女性によりお得

積立方式の農業者年金は、加入した期間が長ければ長いほど積み立てた額も大きくなり、運用益も多くなるという特徴があるため、若い農業者ほど大きなメリットがあります。

また、農業者年金は年金を一生涯受け取れる終身年金のため、より長生きするといわれている女性農業者にとっても有益な制度です。

農業者年金に夫のみで加入した場合と夫婦で加入した場合

	65歳から87歳の年金額 (夫婦)	88歳から92歳の年金額 (妻のみ)
ケース1 農業者年金に夫のみ加入	国民年金 夫66,000円 妻66,000円 計132,000円 農業者年金 夫44,000円 (全て月額) 合計176,000円(月額)	国民年金 妻66,000円 農業者年金 なし (全て月額) 合計66,000円(月額)
ケース2 農業者年金に夫婦で加入	国民年金 夫66,000円 妻66,000円 計132,000円 農業者年金 夫44,000円 妻38,000円 計82,000円 (全て月額) 合計214,000円(月額)	国民年金 妻66,000円 農業者年金 妻38,000円 (全て月額) 合計104,000円(月額)

# 農地を転用するためには 許可が必要です。

## 農地転用許可が必要となるケース

- 農地に建物を建設したり、資材置場や駐車場として利用する場合。
- 農地より砂を採取する等、一時的に使用する場合。
- 農地転用のために農地を譲渡する場合

## 違反転用がおこりやすいケースの事例

- 業者が農地に仮設事業所を設置する際に、無申請で建設してしまった。
- 農地が長期間荒廃していたため、地目が農地であることを失念し建物を建設してしまった。
- 自分の農地に資材を置くために、コンクリートを入れてしまった。
- 農地外の土地に建設していたつもりが、測量を誤り農地に建築物の一部が入っていた。



- 農地を転用する場合は**許可**又は**届出**が必要です。
- 許可を取らずに違反転用した場合、**3年以下の懲役**または**300万円以下（法人は1億円以下）の罰金**を科せられる場合があります。



## 農業委員会事務局より

### 全国農業新聞を購読しませんか。

全国農業新聞は経営と暮らしの役に立つ週刊の農業総合専門紙です。  
購読は随時受付ておりますので気軽に東串良町農業委員会までお問い合わせください。

【発行日】月4回金曜日発行 【購読料】月額700円 年間8,400円

【お問い合わせ先】農業委員会 農地係 ☎0994-63-3129



### 農業委員会への申請一覧

申請種類	締切日	必要日数	備考	
利用権設定（基盤）	月末の 平日	約2～3ヶ月程度	令和7年1月末まで受付可(以降廃止)	
売買（農地バンク）		約6ヶ月以上	農用区域内農地のみ	
利用権設定 （農地バンク）		約2～3ヶ月程度	農地の権利人が不明の場合でも一定 期間公告をおこなえば賃借できる。 農地を適切に耕作ができる者が対象。	優良農地、農地区域内農地は不可 (例外あり)
農地法第3条				
農地法第4条（転用）				
農地法第5条（転用）				
非農地証明				

### 町 ニュース

### 物産館「ルピノンの里」が令和6年4月よりリニューアルして生まれ変わりました。

これまで主に町内で栽培された農産物を中心に販売していた物産館ですが、新たに株式会社モエノバが指定管理者となり、地元の農作物や特産品はもちろん、他の市町村からの出品も積極的に受け入れるようになり、ここでしか購入できない加工品や総菜、オリジナル芋けんぴ、北海道直送の毛ガニまで、バラエティ豊かな品揃えとなっています。

新生「ルピノンの里」では今後、毎月第1日曜日を「ルピノン市」としてセールを開催しており、令和7年1月12日（日）には「錦江・大崎特産品フェア in 東串良町」も開かれる予定。是非来館を!!



㈱モエノバの代表取締役の黒川さん（右）と館長の田中さん（左）

農家の皆さま・農地を相続した方へ

# 農地を相続したときは、 届出が必要

(農地法第3条の3)

## 対象者

相続等<sup>(※)</sup>によって農地の権利を取得した方  
(※) 相続、遺産分割、包括遺贈など

## 届出先

農地の所在する市町村の農業委員会

相続発生日からおおむね10か月以内に届出が必要です。

※届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

本届出は、法務局への相続登記とは別に必要な手続きです。  
また、相続したものの、地元を離れていて管理ができない場合には、農業委員会が管理のご相談や、借り手を探すお手伝いをしますので、管轄の農業委員会までお問い合わせください。



農林水産省HPで農地の相続に係る届出や登記、税の特例措置などの情報を発信しています。

農地相続ポータル

